

「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、環境省告示第62号(令和3年10月7日)及び環境省告示第63号(令和3年10月7日)により、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環境庁告示第59号)及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月環境庁告示第10号)の一部が改正されました。

つきましては、改正内容を下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 令和4年4月1日(金) 採水分より

■変更内容

1. 六価クロムの環境基準の変更

人の健康の保護に関する環境基準(河川・湖沼・海域)及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の六価クロムの環境基準が変更されます。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内記載頁
六価クロム	環境基準	0.02mg/L	0.05mg/L	「計量編(環境水・排水・土壌等)」 (1)環境基準項目 p1
		0.02mg/L	0.05mg/L	「計量編(環境水・排水・土壌等)」 (3)地下水の水質汚濁に係る 環境基準 p5

・六価クロムの定量下限値は、0.005mg/Lから0.002mg/Lとなります。

2. 大腸菌群数から大腸菌数へ変更

生活環境の保全に関する環境基準の大腸菌群数が大腸菌数へ変更されます。

■検査方法 S46環告第59号 付表10

■所要日数 3～5日

■必要量 500mL(滅菌容器)

■基準値
河川 AA類型: 20CFU/100mL以下
A類型: 300CFU/100mL以下
B類型: 1,000CFU/100mL以下
湖沼 AA類型: 20CFU/100mL以下
A類型: 300CFU/100mL以下
海域 A類型: 300CFU/100mL以下

以上